

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	第2回さいたま市地域自立支援協議会
2 開催日時	H19年 8月 7日10時から12時まで
3 開催場所	障害者総合支援センター2階研修室
4 出席者名	議事録のとおり
5 議題及び公開・非公開の別	コーディネーター連絡会議の報告について 公開
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	10人
8 審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前回議事録の承認</li> <li>○ 作業部会の報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の管理について</li> <li>・ 実務形式について</li> <li>・ 研修事例について</li> </ul> </li> </ul>
9 その他	

# 第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録

日時：平成19年8月7日（火）

午前10時～

場所：障害者総合支援センター2階

## 次 第

1. 開 会
2. 議 題
  - 前回議事録の承認
  - 作業部会の報告
    - ・ 個人情報の管理について
    - ・ 実務形式について
    - ・ 研修事例について
3. 報 告
4. 閉 会

## 配布資料

- ・ 第2回さいたま市地域自立支援協議会次第
- ・ 第2回さいたま市地域自立支援協議会座席表
- ・ 資料1 第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）
- ・ 資料2 さいたま市地域自立支援協議会第1回作業部会（実務形式） 討議内容
- ・ 追加資料 さいたま市障害者生活支援センター個人情報の取り扱いについて（案）
- ・ 資料3-1 さいたま市障害者生活支援センター個人情報保護方針（案）
- ・ 資料3-2 さいたま市障害者生活支援センター個人情報保護基本方針（案）
- ・ 資料3-3 さいたま市障害者生活支援センター個人情報取り扱いに関する同意書（案）
- ・ 資料4 1 相談支援の大まかな流れと共通書式
- ・ 資料5-1 障害者生活支援センターの相談事例
- ・ 資料5-2 ライフステージに見る支援機関
- ・ 資料5-3 障害者生活支援センターの相談から見られる今後の研修の課題
- ・ 資料6-1 第16 身体障害者の更生援護
- ・ 資料6-2 第28 市町村における知的障害者相談
- ・ 資料6-3 H18年度さいたま市精神保健福祉業務統計

## 出席者（敬称略）

出席委員・・・會田委員、浅輪委員、斎藤委員、菅原委員、鈴木委員、増田委員、三石委員、宗澤委員、山本委員（欠席委員／岡崎委員）

事務局・・・障害福祉課副参事、障害福祉課施設整備係課長補佐、障害福祉課企画

## 1 開 会

### ○傍聴の紹介

(会長)

○本日は 10 名の方が傍聴されている。

## 2 議 題

### ○前回の議事録の承認

(会長)

○委員の変更を事務局からご説明いただきたい。

(事務局)

○望月委員は委員を辞任されたため、同じ団体の役員である浅輪委員にお願いすることとした。

○議事録の承認をお願いしたい。

○各区役所の情報公開コーナーで議事録を提示することをご了承いただきたい。

### ○作業部会の報告

- ・三石委員より資料 2 「さいたま市地域自立支援協議会第 1 回作業部会（実務形式） 討議内容」の説明
- ・山本委員より追加資料「さいたま市障害者生活支援センター個人情報の取り扱いについて（案）」、資料 3-1 「さいたま市障害者生活支援センター個人情報保護方針（案）」、資料 3-2 「さいたま市障害者生活支援センター個人情報保護基本方針（案）」、資料 3-3 「さいたま市障害者生活支援センター個人情報取り扱いに関する同意書（案）」の説明
- ・三石委員より資料 4 「1 相談支援の大まかな流れと共通書式」の説明

(会長)

○基本的に相談支援に関わることなので、一つの機関の内側だけで物事を処理していくことにはとどまらず、オープンスペースの中で情報を共有したりする場合、支援計画はこれで良いのか等、その中での問題を議論していかなければならないので、個人情報に関する規定をしっかりとしておくことと、関係各機関で、支援計画、あるいは、サービス調整について議論できるような一つの共通のフォーマットみたいなものが必要であるということで今日の提案をいただいているものと思う。

○個人情報の部分については、円滑な相談支援を進めていく上で、支援機関と利用者の信頼関係というものをまず最初に作っていくということがどうしても必要なことなので、プライバシーポリシーを定めることによって、支援機関と利用者の権利義務というものを明確に示しておくということになると思う。そのことによって、無用なトラブルを避けて円滑な相談支援を進めていくということになる非常に大事なものかと思う。かなり詳細な根拠に基づいた提案、質問をいただいたかと思うが、何か質問等あるか。

(増田委員)

- 資料3-1の5ページ目の「③具体的外部提供先」については、本人の同意を得ることが原則とおっしゃっていたと思うが、ここには文章的には入れ込まれていないので、どのように考えたら良いのか。本人の同意が得られない場合もありうると思う。
- 資料3-1「さいたま市障害者生活支援センター個人情報保護方針（案）」と資料3-2「さいたま市障害者生活支援センター個人情報保護基本方針（案）」については、今日この場で議論をして、皆さんのご了解を得た段階で、もう一度コーディネーター連絡会議のほうに戻して、それぞれが各障害者生活支援センターごとに定めを作っていくという進め方になるのか。それともこれは共通のものとしていついつからこれでやるという確認をここですということなのか。

(会長)

- 議論の出発点として個人情報保護指針と実務の基本的な書式についてここで議論しているということは、これを共通で使うということである。もし、そうでなければ、各障害者生活支援センターに提示するだけで終わると思う。個人情報保護に関する問題と実務形式に関する問題は、共通のルールが作れないということが先に議論の出発点としてあって、ここで議論しているものと理解している。

(増田委員)

- コーディネーター連絡会議のほうがそういう理解で進んでいると私たちは納得して良いのか。そこが手続き上、きちんとそのようになっているのか。前回の議論ではトップダウンで押し付けられたものにしてはいけないということで、コーディネーター連絡会議から上げていただくようなかたちになっていると思うが、そこが確実に確認しながら進められているのかどうか。

(会長)

- トップダウン云々というのはどういう理解なのか。つまり、個人情報保護に関する方針と実務形式に関するものは、トップダウンとかどうのこうのというよりも、守らなければ仕方がないわけである。どういう手続きを踏めば良いとお考えなのか。
- 地域自立支援協議会の中で議論しているのは無論だが、障害者施策推進協議会も含めての大きな方針があって、相談支援事業に関わる基本的な実務のところをここで議論するというところで、個人情報と実務形式について作業部会のほうで議論いただきながら提案をいただいているわけである。地域自立支援協議会としては、それを定めて、皆さんこれでやろうというところまでであって、コーディネーター連絡会議がどうのこうのということについて、トップダウンとか、下から積み上げるとかいう性格の問題・課題なのか。逆に言えば、個人情報保護と実務形式に関して異論があれば、それは実行しないという性格のものだという理解なのか。

(増田委員)

- この個人情報保護方針についてこの場で共有したことが、さいたま市のルールとして皆さんが認め合えれば良いということか。

(会長)

- 市や皆さんも意見いただければと思うが、個人情報保護に関する規定と実務形式に関する規定については、基本的にそうだと思う。共通の理解を作っていくための努力をしていくという別途の課題が恐らくありうると思うが、下から積み上げていってこれを定めるという性格の問題ではないと思う。

(山本委員)

○今回、この資料を作るために三石委員、菅原委員を中心にまとめてきたが、私もこの個人情報保護方針を作るにあたって話し合いをいろいろさせていただいた。基本的には、市の個人情報保護条例がベースにあるが、これを全部守りなさいという意味ではない。私たちが調べる中で、既に3法人、個人情報の取り扱いについての規定を作っており、苦情処理の対処についてもきちんとしていたところもあったので、そういった法人の規定も集めて、市の条例と各法人の規定がどうなっているのかきちんと付け合せて見たところ、市の条例のほうが事細かで、法人もこれをさらにやらなければいけないという状況は全くなかった。市の条例と法人が作っている規定は、ほぼ同じ考えで、同じような項目で作られていることがはっきりした。念のため、他の医療法人等も調べてみたが、同じだったので、今回は、これを基本的に各障害者生活支援センターで扱う個人情報保護方針としてまとめて差し支えないだろうと思っている。各法人で未整備のところがあるが、その法人が個人情報保護方針を作るときにも、この枠から外れるはずがないので、決してトップダウンということではない。各情報を取りまとめて、こういう規定であれば大丈夫だろうという判断の下に案を作ってきたものなので、これを示したからといって、決して各障害者生活支援センターが仕事しづらくなるとか、これから作っていく各法人の規定に沿わなくなるということは、まずないだろうと思うので、トップダウンというよりは、むしろ、皆さんが仕事をする上で、当然、守らなければいけない部分をしっかり共通化すると考えていただければ良いと思う。

○私のほうで運用部分を付けたのは、いざそういう問題に直面した時に、共通の理解ができないといけないという部分があるので、それをこの運用部分で解釈していただくことを考えている。これも全国的に同じような解釈になっているので、この解釈の部分も外れるということはまずないだろうと考えている。表現の部分だとか、何か事務的なさらに細かな規定、先ほどの開示の部分については、検証していきたいと思う。

○書式の部分については、既にコーディネーター連絡会議でも一年間検討したり、情報も集めたりしており、それを基に今回提案ということもあるので、決して地域自立支援協議会で作ったものがそのまま障害者生活支援センターにばら撒かれるということではなく、既に障害者生活支援センターで培ってきたものをまとめて参考にして、今回提案しているわけなので、委員のほうからは、さらにこれをより良くするためにどうするかというスタンスで意見をいただいたほうが良いのではないかと考える。当然、使っていく中で、現場のほうで使いづらい部分とか出てくるわけなので、それについては、また、コーディネーター連絡会議のほうで検討をして、さらに地域自立支援協議会のほうに上げて訂正等をしていくという手順もできると思うので、私たちはそういう考えで取りまとめをしてきている。

(会長)

○相談支援事業を進めていく時に、個人情報をやり取りしたり、あるいは、利用者に資する支援をしていくという時には、まず相談支援事業者と市の支援課との関係があると思う。場合によっては、学校や医療、保健機関もあると思うが、その時に、この共通のベースに立って個人情報が保護されていくという機関同士の相互信頼みたいなものがなければ、仕事を進めていけないわけである。それは、相談支援事業者によって考え方がバラバラだということになれば、他機関から情報を出してもらうわけにはいかないの、基本的に個人情報を保護するということについての共通の理解と共通のルールというのは必要だという前提に立って、この議論をして

きたのではないかと理解している。そういう意味で、今山本委員から説明いただいた経緯を含めて考えた時に、これを共通理解するための努力というのは必要かと考えている。

(山本委員)

- 増田委員からの質問で、個人情報収集、提供等で本人同意が得られない時ということだが、原則は本人同意であり、資料3-1の3ページの「5 個人情報収集の制限」の(3)に「個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。」という規定があり、本人同意が得られない場合というのは、イからオまでの部分になる。
- 恐らく、増田委員が考えているのは、例えば、施設の利用状況であるとか、病院の情報といったものを、本来、本人の同意があって意見書なり、診断書なりを出してもらうが、その同意がもらえなかった時に、どうやって病院や施設から情報をもらうのかという現場で最初に考える部分だと思う。その場合には、ここの解釈の「※ 収集の制限」の「イ：本人同意を必要としない場合。」というところに該当しない限りは、収集ができないとしか言えない。これは、個人情報の扱いに関しても、市の条例もそうだが、一般的にもきちんとした項目に沿って当てはまらない限りは適正な情報収集ではないので、本人から削除を求められれば削除をしなければいけないということになってしまうので、ここに書かれてあるもの以外ではできない。その場合には、どう解釈するかだが、生命、財産の保護という部分で緊急性が高いという解釈になるのか、ケースバイケースで考えていくしかないだろうと思うが、原則はこの方針に沿ってやるというのが原則になると思う。

(斎藤委員)

- 素朴な疑問だが、市のほうの一次相談機関というところも同じような運用をしているのか。例えば、プライバシーポリシーと同意書というのは、支援課等に相談に来た時に実際あるのか。
- 山本委員がおっしゃった扱いの部分というところは、非常に過剰反応で、個人情報保護法のことできて、福祉施設もまだ法人として規定が定められていなかったということもあるが、非常にやりづらくなったと思う。単身の方で家族とは障害が理由で疎遠になってしまい、緊急入院をして手術が必要だが、実際にはうちのところの施設がずっと入所的に関わってきたが、病院から一切病状の説明はしてもらえず、家族と連絡の取りようもないということで、障害が理由で家族がバラバラになっているのに、無理矢理遠くにいるお嬢さんに病院が連絡をして、緊急の危篤状態であるのに、来るまで私たちは何もできずにただ待合室にずっといたというような過剰な動きというのが、現実の現場ではあるので、その辺りをどのように考えていくかは、特に障害者生活支援センターに関わってくるようないろんな複雑、困難な背景を持っておられる場合、具体的な動きが伴う時に大きな課題になると思っているので、その扱いの方法が、多分、先ほど、増田委員が心配されていたのも、この考え方や枠組みを作ることは全然問題ないと思うが、現実の場面のところの不安とかがいろいろ出てきた時に、それをどのように皆で調整していったら良いのかということがないと困るのではないかと考えている。
- 同意書のところの代理署名というのものなかなか議論があるところではないかと思う。支援費制度になって利用契約に切り替わった時、知的障害の人の契約の主体の問題は、本当に悩んだので、いろんなところが契約の当事者のありようというのは、相当、司法書士を入れるとかいろいろあり、うちの場合は、どうしようもないので、立会いというような標記を作って、単身の人の場合には、福祉事務所のケースワーカーの方に一緒に立ち会っていただくことがあったが、こ

の辺も現実問題としては、少しいろいろ議論が必要な点ではないかと思っている。

(会長)

○緊急の手術が必要であるとか、利用契約が必要な場合の今おっしゃったようなケースについては、これは次に議論があり、例えば、女性福祉とか福祉保護のような領域でDVケースとして、暴力を振るう夫から逃げて一時保護され、そこで緊急手術が必要だという時に、医療機関は身内が夫しかいない場合、夫に連絡しなければならないというようなことは、一時保護所に入る時点で本人から婦人相談職員に医療機関から説明をするようにというような同意書を取るといことで、埼玉県内は婦人相談センターの一時保護所しかないが、東京都の婦人保護施設とか、女性相談センターというのは、そのように対応している。緊急且つやむを得ない場合の医療に関する個人情報について、最初に別途、同意書を取っておくことと、相談支援を行っていく時の個人情報の取り扱いについて、確かに過剰だと思えるような事態が起こっているとしても、場合によっては、我々から見れば過剰だと思えるかもしれないけれども、本人から見れば過剰ではないかもしれないというのが、個人情報保護の問題点だろうと思う。一先ず、「さいたま市個人情報保護条例」であるとか、今日、「OECD理事会勧告で示された8原則」を提示いただいていると思うが、原則に従ったルールを確認していく中で、要するに緊急且つやむを得ない場合で、この方針のままでは、利用者本人の権利が守れないような場合についての経験を蓄積していきながら、これを修正していくということを考えざるを得ないのではないかと思う。先ほどの緊急手術が必要な場合については、そういう対応が福祉の領域の中でされていると理解している。

(山本委員)

○一次的な相談機関で同意書はあるのかということだが、市の個人情報保護条例の中には、同意書を取ることは一切明記されていない。一応確認はしたが、例えば、支援課で他のところに外部提供をするという場合には、本人に説明をして了承を得たということを記録上残しておけば良いということになっている。条例の中では、同意書云々ではなく、あくまでも同意を得ることというだけであって、扱いとしては、記録に明記をしておくことで問題はないということになっているので、今行政（特に福祉の部分）では、同意書というのは取っていないと思う。

○代理署名の部分だが、実は、私たちも非常に悩んだ部分である。同意書の書式自体も市や近隣の市町村も調べてみたが、一切なかった。他のところも含めて、代理署名のあるところとないところがあるので、一応検討した上で、代理署名というのは、例えば、後見人であるとか、あるいは、家族という範囲の中で署名をしていただくというようなかたちで、とりあえず、考えている。この辺も、もし、委員の皆さんの中で、実際にこの取り扱いの中でこういう配慮が必要だとか、課題があるということであれば、ご指摘いただいで検討していきたいと考えている。

(会長)

○支援費制度の時には、過渡的というか断定的に代理人による利用契約というのを認めて、障害者自立支援法になると、原則としては、良くないということになっているわけなので、実態の中で、代理人が署名することのいろんなケースがありうる事柄についても、これから検討を重ねていくしかないのではないかと思う。

(浅輪委員)

○今の代理人という立場の範囲というのは、どこを考えているのか。誰でも良いというわけにはいかない。

(会長)

○今山本委員の考えでは、家族ということである。

(浅輪委員)

○家族がいなかった場合は誰か。

(山本委員)

○後見人である。

(浅輪委員)

○後見人もいなかった場合は誰か。

(山本委員)

○後見人もいなければ、どうしたら良いのかまた考えなければならない。

(浅輪委員)

○親戚や親でも何でも無いが、私はよく代理人になることがある。警察等であなたは誰か聞かれるが、他に代理人がいなければしょうがないと思う。そういう意味では、代理人というのは、非常に漠然としていると思う。それがある意味、限定できるような何かがあると、より範囲が狭くなって、責任が持てる人というのが見えてくるのではないかという気がする。

(山本委員)

○その時の解釈として、例えば、資料3-1の3ページの「5 個人情報収集の制限」の(3)のエの「所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く等の理由により本人から収集することが困難なとき。」の部分の解釈というのが当てはまるのではないかというのが我々の考えである。やはり、個人情報なので、家族、後見人以外は、例えば、近所に住んでいるとか、何らかの関わりがあるというだけで、障害者生活支援センター、あるいは、行政もそうだが、それを根拠に個人情報を扱って良いとは言いきれないのではないかと考える。

(会長)

○基本的に契約上の署名になるので、法的には、代理人としての形式要件というものが問われてしまうわけなので、後見人でないと駄目だということが、原則としては出てきてしまうという問題だと思う。だからと言って、今直ちに成年後見制度の下での補助・補佐・後見というものが全員に付けられるのかと言ったら、そういう実態にもないというところで常に話が空回りしているところなので、ここが問題のあるところだということをここで共通認識を持った上で、事態ができるだけ良い方向に向くようにこれから経験と議論を重ねていくということで確認をしておきたいと思う。

(菅原委員)

○「診療情報提供書」と「承諾書」が資料4で出されているが、障害者生活支援センターでこれを使うということが業務上あるのかとか、必ず全員これを取っていかなければいけないのかとか、どういったことにこれを求めるのかということをどこかで確認していったほうが良いと思っている。精神の生活支援センターではこれを使っているのは、経験として分かっているが、障害者生活支援センターの範囲でここを求めるということにまだ曖昧なところがあるので、障害者生活支援センターの中で、ここはどういったケースで、どの部分で取るのかははっきりしていくといいのかと思う。

(会長)

○基本的に個人情報の取り扱いに関わっての同意書の中で、病院等の医療機関から情報を得ると



いうことは入っているが、それと別途、診療情報提供書等を取るということは、恐らく、精神に関わる支援機関の場合、これまでの歴史的な経緯があって、こういうものを取ってこられたというような事実があると思うが、その点について何かご説明いただけるか。

(三石委員)

○今日、提案した「診療情報提供書」と「承諾書」に関しては、先ほどの説明の時にも申し上げたが、精神のほうで継続相談の支援に当たっていく時に本人から同意をいただいて、提供いただくというもので、既に使っているものを今日は出させていただいているので、相談支援の初回のところでの個人情報保護のところでの情報収集といったところにも、医療機関は該当してくるので、少し今までの経過の中で提供させていただいているが、これは、初回の個人情報保護のところの情報収集のところと少し整理をさせていただき、どのように取り扱うか少し検討させていただければと思う。あまりいろんな書類が重なっていくと、本人や家族の方への負担等があるので、なるべくシンプルな必要なものは必要で共通にと思って整理をしていければと思っている。

(会長)

○特に個人情報の事柄に関わって、教育（学校）のほうから意見があれば承りたいと思う。学校のほうが情報提供を求められた場合、あるいは、学校も情報を求めるような場合、この個人情報の保護に関するような方針や取り扱い規定によって、安心、信頼をいただけるものかどうかということになるかと思う。

(會田委員)

○学校のほうでも特に高等部に行った時には、本人の生活を願う中で障害者生活支援センターとの関わりが、当然、出てくるわけなので、今お話あった部分について、障害者生活支援センターのほうから求められる場合ということが主になるかと思うが、後見人の部分については、大部分がそういう子どもになるので、その辺の整理をお願いすることと、手続き的には、関係というのは十分うまくいくだろうと感じている。それはあったほうが、親御さんが後見人より主になるかと考えているが、円滑にいくと感じている。

(会長)

○今日これで確定するというのではなく、地域自立支援協議会の作業部会で再度煮詰めて、別途、三石委員のほうから提案いただいた、できれば、今年度後半からこれを回していくというスケジュールを見通して、進めていきたいということで、一応この個人情報の管理についてと実務形式についてというところは、一先ず区切らせていただきたいと思います。

- ・菅原委員より資料5-1「障害者生活支援センターの相談事例」、資料5-2「ライフステージに見る支援機関」、資料5-3「障害者生活支援センターの相談から見られる今後の研修の課題」の説明

(会長)

○今日菅原委員から提案いただいたもので、事例に関する一つの全体的な課題整理は、研修を進めていく、社会資源を開発する、ネットワークを新たに強めていくというこの3点で、基本的に事例みたいなものをどのように整理して考えていくのかというところでの整理を提案いただいているものと思う。恐らく、今後の予定というところに関わると思うが、これを全部一挙

に進めていくということは、事実上、非常に難しいことなので、全体をまず鳥瞰していただくという点で、非常に多大で貴重な課題の整理をいただいたものと受け止めている。事例というのは、初めからこういう典型事例として出てくるわけではないので、どのように進めていくのか。一挙に全部というわけにはいかないと思うので、その辺の何か見通しを具体的に一度議論していただくということが大事なのではないかと思った。その上で皆さんの意見を承りたいと思う。

(斎藤委員)

○さいたま市の障害者生活支援センターの要綱というか、位置づけ方との関係で、ライフステージの問題で、成人に至らない人たちも、原則は成人かと押さえていたが、現状では相談の実際が乳幼児期や児童期（学童期）の方もいると思うので、少し基本的なところの確認が必要ではないかと思っているがいかがか。

(菅原委員)

○今回は全部挙げさせてもらったが、今後は相談先というものが、ひまわり学園や療育センター等の役割分担といったところで、この辺の部分というのは沢山ある相談事例にはならないかもしれない。

(会長)

○原則として、年齢を問わず障害者生活支援センターは相談を受けるが、例えば、療育拠点であるひまわり学園や療育センターが中心となって支援してもらおうというような人については、最初に相談を受けて、そちらにバトンタッチしていくというような流れというのがあると思うので、必ずしもそういう年齢について障害者生活支援センターがメインになっていくとは思わないという理解で大体良いか。

(斎藤委員)

○そういう住み分けをしていかないと、市内のいろんな資源がお互いに成長できていけないと思うので、コーディネーター連絡会議の中でもその確認は必要かと思っている。

(浅輪委員)

○資料5-2「ライフステージに見る支援機関」の「青年学級」という言い方だが、これは、「みのり園」のことを考えているのか。例えば、今の知的障害の本人たちの活動というものを考えた時に、権利擁護の観点から自分たちで物を考え、自分たちで行動しようということで、支援する人はくっ付いているだけということで、青年学級的に「何々をやるから皆おいで」というかたちにはなっていないと思う。かたちとして、そっちの当事者活動の形式にいくのが本当ではないかと思うので、「青年学級」という言い方でやっているところはあまりないような気がする。

(会長)

○時間の関係があるので、その辺のことについては、提案いただいた趣旨はご理解いただいているものかと思うので、基本的に浅輪委員から提案いただいたことを受け止めて精査させていただくということで、とりあえず、区切らせていただきたい。この点についてのどう進めていくのか、今浅輪委員からご指摘いただいた部分の精査ということについて作業部会で煮詰めさせていただくということで、基本的にご了解いただければと思う。

### 3 報 告

- ・事務局より資料6-1「第16 身体障害者の更生援護」、資料6-2「第28 市町村における知的障害者相談」、資料6-3「H18年度さいたま市精神保健福祉業務統計」について報告  
(会長)

○福祉行政報告例と精神保健福祉業務統計のデータ自体は、ここに表れている人が同時に障害者生活支援センターで握っているということもありうるわけで、その重複の部分が何%なのかということは分からないが、一応保健センター、支援課、こころの健康センター、保健所のようなところが扱った件数として、こういう状態であるということか。

(事務局)

○各々の機関がカウントしたものを積上げたものである。

(増田委員)

○多分、前回の時の質問の趣旨は、件数というよりかは、例えば、支援課で相談を受けた場合に、問題解決しているのか、あるいは、なかなか解決しないで宙に浮いたような状態になっているのか等、相談が相談として、きちんと機能できるものとできないものが、当然、あると思うが、そういう内容が共有できると、障害者生活支援センターの役割、あるいは、支援課等が果たすべき役割というものが、もう少し見えてくるのではないかという意見だった。

(会長)

○いただいている報告も平成18年度であり、今増田委員からご指摘のあった部分については、今後の支援課と障害者生活支援センター等との連携のあり方が進んでいくことによって、今一度、吟味検討していかなければならない課題としてご指摘いただいているものと受け止めさせていただければと思う。

○以上をもって、本日の決められた議事については終了になるが、作業部会の報告であった個人情報の問題、実務形式の問題、事例研修についてというところの詳細は、もう一度この地域自立支援協議会の中に設けられている作業部会の中で議論、精査をした上で、次回の地域自立支援協議会では報告できるように運んでまいりたいと考える。そのことで、特に異論がなければ、今日の地域自立支援協議会の議論はここで終わりにさせていただきたいと思う。事務局から何かあるか。

(事務局)

○次回の日程についてだが、1月の下旬頃に障害者総合支援センターにて予定している。議題の内容については、前回の地域自立支援協議会で配布したスケジュール通り、コーディネーター連絡会議の報告についてである。

(会長)

○先ほど、議事の中で、三石委員のほうから今年度後半から、できれば具体的に回していきたいという提案があったので、次回の地域自立支援協議会が1月ということであると、事後承認とかたちになってしまう部分が出てくるので、実務形式等について、作業部会の中で精査、吟味されたものを作業部会が終わり次第、委員の皆様を送らせていただき、特に異論がなければ、一先ず来年の1月までそれで進めさせていただくという手順で運ばせていただくというご

了解を取りたいと思うがよろしいか。(――了承)

#### **4 閉 会**

(会長)

○本日の協議会はこれで終了する。